

東京都立片倉高等学校PTA規約

保存版

第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本会は東京都立片倉高等学校PTAと称する。

(設置)

第2条 本会の事務所を東京都八王子市片倉町1643番地、東京都立片倉高等学校内におく。

第2章 会 員

(会員)

第3条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および教職員とする。

第3章 目的および方針

(目的)

第4条 本会は保護者と教職員が緊密に協力して学校の教育方針にもとづいて生徒の心身の発達と福祉を増進し、あわせて会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする。

(方針)

第5条 本会は次の方針にもとづき活動を行う。

- (1) 本会は学校の教育活動に協力するため学校や教育委員会に対して意見をのべ参考となる資料を提供する。
- (2) 本会は学校の管理運営や教職員の人事には干渉しない。
- (3) 本会は前条の目的を達成するための民主的団体で、営利的行為、宗教的、政治的な活動または協力は行わない。

第4章 事 業

(事業)

第6条 本会は第4条の目的達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育環境の整備に協力。
- (2) 生徒の学習、健康、福祉の向上に協力。
- (3) 会員相互の研修と親睦を深める。
- (4) 地域社会と連携して社会教育の進展に寄与すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。
- (6) 生徒の部活動を支援する。

第5章 役員・会計監査・委員

(組織)

第7条 本会に次の役員・会計監査・および委員を置く。

1. 役員

- | | | |
|-----|------|-----------|
| 会長 | 1名 | (保護者) |
| 副会長 | 3名程度 | (保護者・副校長) |
| 書記 | 3名程度 | (保護者・教職員) |
| 会計 | 3名程度 | (保護者・教職員) |

2. 会計監査 2名 (保護者 2)

3. 委員

- | | |
|------|------------------------|
| 学年委員 | 保護者各学級1名相当
教職員各学年1名 |
| 総務委員 | 保護者各学級1名相当
教職員 1名 |
| 文化委員 | 保護者各学級1名相当
教職員 1名 |
| 広報委員 | 保護者各学級1名相当
教職員 1名 |

4. 顧問 校長

(任期)

第8条 役員および委員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員および委員の任期は一年とし再任は妨げない。
- (2) 年度の途中で役員に欠員が生じた場合は常任委員会の承認を得て補充を行うことができる。

(任務)

第9条 役員および委員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代行をする。
- (3) 書記は本会の記録ならびに会議招集に関する事項をつかさどる。
- (4) 会計は本会の会計をつかさどる。
- (5) 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
- (6) 各委員は必要に応じお互いに協力する。

(7) 各委員会の委員長は各委員会の運営をつかさどる。

(選出方法)

第10条 役員・会計監査および委員の選出は次の方法で選出する。

- (1) 役員および会計監査の選出方法は別に定める。又、役員は他の委員会の委員の兼務を認めない。
- (2) 毎年度はじめに各学級保護者の互選により学年委員および各委員を選出する。
- (3) 各委員会の正副委員長は委員会に所属する委員の互選により選出し、総会に報告する。
- (4) 教職員の役員および委員は学校側で選出する。

第6章 会 議

(種類と構成)

第11条 本会に次の機関を置き、種類と構成は次の通りとする。

1. 総会（定期・臨時）・・・全会員で構成
2. 役員会・・・会長・副会長・書記・会計で構成
3. 運営委員会・・・役員・各正副委員長で構成
4. 常任委員会・・・役員・各全委員で構成
5. 学年委員会・・・学年委員で構成
6. 総務委員会・・・総務委員で構成
7. 文化委員会・・・文化委員で構成
8. 広報委員会・・・広報委員で構成
9. 推薦委員会・・・推薦委員で構成

(会務)

第12条 各議会は次により行う。

1. 総会・・・WEB 総会とする
 - (1) 本会の最高議決機関
 - (2) 総会は前年度の会務・決算報告・新年度事業計画・予算・役員の選出、規約の改廃およびその他の重要事項を審議し決定する。
 - (3) 臨時総会は常任委員会が必要と認めた場合、又は会員の過半数の要求があった場合に開催する。
 - (4) WEB 総会の成立は、全会員の1/3以上の回答を必要とする。
 - (5) WEB 総会の議決は、WEB 回答の過半数の賛成によって決定する。
2. 役員会・・・会長が招集
学校と連絡を密にし、会の運営全般について協議する。
3. 運営委員会・・・会長が招集
PTA活動全般の運営に携わり、広く会員に情報を伝達し、PTA活動の活性化をはかる。
4. 常任委員会・・・会長が招集又は、委員の1/3以上の要求があった場合
 - (1) 総会に次ぐ議決決定機関として、連絡調整、議案の作成、細則・規定などの改廃を審議し決定する。
 - (2) 総会において承認された事項の執行。
 - (3) 役員会および運営委員会、各委員会全委員より提案された事項の審議と執行。
 - (4) 全会員の意見を反映させ、事業の推進にあたる。
 - (5) 必要に応じて開催するものとする。
 - (6) 議決は出席者の過半数の賛成により決定する。
5. 学年委員会・・・委員長が招集
学年・学級に関する活動を行う。
6. 総務委員会・・・委員長が招集
生徒の教育環境、生活上の諸問題について研究および地域にねざしたPTA活動を目指す。
7. 文化委員会・・・委員長が招集
会員相互の研修と親睦をはかり、教育に関する理解と教養を高める活動を行う。
8. 広報委員会・・・委員長が招集
会員に対する広報活動および広報紙などを発行する。
9. 推薦委員会・・・委員長が招集
新年度役員・会計監査の候補者の推薦にあたり総会において候補者を推薦する。
委員の選出、役員の推薦方法については細則を別に定める。

(校長)

- 第13条 学校長は顧問として次の役割を担う。
- ① 校長は全ての会に出席して意見をのべることができる。
 - ② 対外的なPTA活動に参加できる。

第7章 会 計

- 第14条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってまかなう。
- 第15条 本会の会費は、年額（生徒一人当たり）をもってさだめ総会において決定する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 第17条 予算の執行については、次の通り行うものとする。
- ① 予算の執行は会長の責任の下に行う。
 - ② 会計は支払い請求書を審査し、債権者に対し支払いを行う。

第8章 会 計 監 査

- 第18条 会計監査（保護者2名）は、総会で推薦し、承認をうける。
- 第19条 会計監査は、年度の会計を監査し、翌年度の定期総会に報告する。
- 第20条 会計監査は必要に応じ、収入支出状況を監査する事が出来る。

第9章 規 約 改 正

- 第21条 本規約を改正するには、総会において、出席者の過半数の賛成を必要とする。

付 則

- ① 本会の会員および生徒の慶弔については別に定める。
- ② 本会に会計事務補助のために雇用職員を置くことができる。
- ③ 本規約は、1972年6月10日より施行する。
- ④ 1980年5月24日、本規約（第26条）の一部改正。
- ⑤ 1990年5月19日、本規約（第9条および第11条）の一部改編施行。
- ⑥ 1993年5月15日、本規約改編施行。
- ⑦ 1994年5月21日、本規約改編施行。
- ⑧ 1997年4月 1日、本規約改編施行。
- ⑨ 2002年5月15日、本規約（第4条・第11条・第12条および第20条）の一部改正。
- ⑩ 2003年5月14日、本規約（第12条）の一部改正。
- ⑪ 2005年5月21日、本規約（第12条）の一部改正。
- ⑫ 2006年5月20日、本規約（第7条）の一部改正。
- ⑬ 2008年5月17日、本規約（第7条）（第8条）（第9条）（付則）の一部改正。
- ⑭ 2012年5月26日、本規約（第7条・第9条）の一部改正。
- ⑮ 2014年5月31日、本規約第15条の会費年額を明記。
- ⑯ 2019年5月25日、本規約改編施行。
- ⑰ 2020年6月29日、本規約（第12条）の一部改正（書面総会）
- ⑱ 2021年5月29日、本規約（第12条）の一部改正（WEB総会）
- ⑲ 2022年5月21日、本規約（第6条）の一部改正（PTA部活支援奨励金）明記

PTA慶弔規定

区分	対象	種 別	金 額
香典	生徒	在校生に限る	花輪又は生花および10,000円
	会員	会員本人	10,000円
見舞	会員	会員自宅の火災に限る	※その都度協議

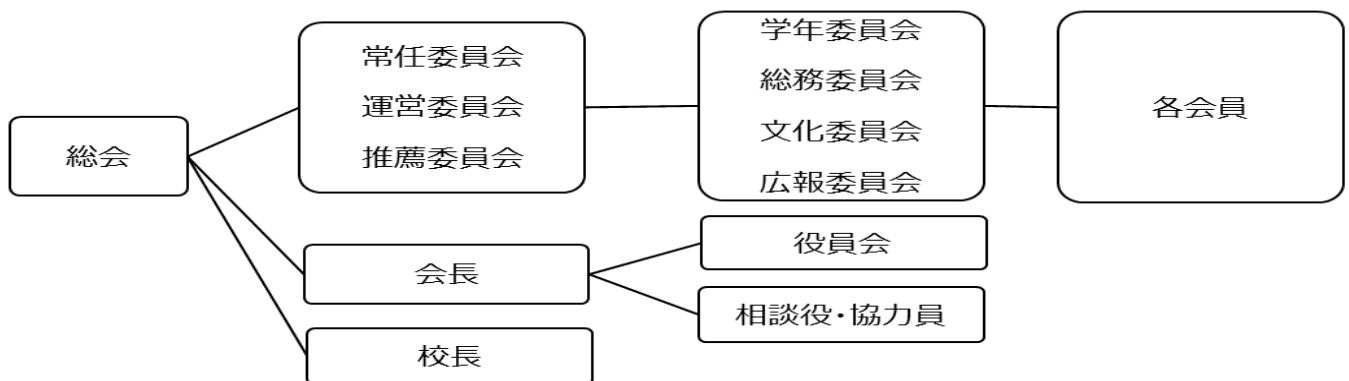
PTA会費

会費年額	備 考
4,000円	2014年度から

PTA 部活支援奨励金

星樹祭	上限2万円 (千円単位)
関東大会以上	個人競技 上限1万円 団体競技 上限2万円
全国大会以上	個人競技 上限2万円 団体競技 上限5万円

組織図



東京都立片倉高等学校 P T A
推薦委員会細則

第1条 推薦委員会の任務は、次期P T Aの役員および会計監査候補者を総会に責任をもって推薦するための委員会で、総会において候補者の承認を得てその任務を終了する。

第2条 推薦委員会の構成は、次の通りに定める。

- ① 現年度の（会長を除く）の役員より若干名
- ② 現年度の各委員会の各学年から1名
- ③ 教員から1名

※ ただし、推薦委員は次期役員の候補にはなれない。

第3条 推薦委員会の運営および手続きは、次の通り定める。

- ① 第一回の委員会は会長が招集し、正副委員長を選出し以後の活動計画を設定審議する。
- ② 第二回以降の委員会は委員長が招集する。
- ③ 役員候補者の選出は、会員の中から立候補または推薦された名簿に基づき、慎重に検討したうえで、会長・副会長・書記・会計の役員と会計監査を民主的な方法で決定する。
- ④ 候補者が決定したときは、現役員会に報告し、総会に役員候補者を選出し、推薦するものとする。
- ⑤ 推薦作業は公正を期するため委員は、候補者名簿などの取り扱いについては、慎重に行うものとする。

第4条 この細則の改廃は常任委員会の承認を得なければならない。

付 則

- ① この細則は1993年5月15日より施行する。
- ② 1997年4月 1日、本細則（第3条）の一部改正。
- ③ 2000年3月18日、本細則（第2条）の一部改正。
- ④ 2002年6月 1日、本細則（第1条・第2条・第3条および付則）の一部改正。
- ⑤ 2003年3月15日、本細則（第4条・付則①②③④）の一部改正。
- ⑥ 2018年2月 3日、本細則（第2条）の一部改正。
- ⑦ 2019年5月25日、本細則（第2条・付則①②③④⑤⑥）の一部改正。

東京都立片倉高等学校 P T A
相 談 役 ・ 協 力 員 細 則

第 1 条 本会には相談役を置くことができる。
相談役は過去 5 年間の役員経験者とし、必要に応じて会長が指名・招集する。

第 2 条 本会には P T A 協力員を置くことができる。
協力員は HP 担当委員の O B ・ O G とする。
協力員は必要に応じて会長が指名・招集する。
活動は HP 担当役員のもと、行われる。

第 3 条 相談役・協力員共に、任期は 1 年とし、再任は妨げない。

第 4 条 この細則の改廃は常任委員会の承認を得なければならない。

付則

- ① この細則は 2018 年 2 月 3 日より施行する。
- ② 2019 年 5 月 25 日、本細則（付則①）の一部改正。

東京都立片倉高等学校PTA 個人情報取扱いに関する基本方針

東京都立片倉高等学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については、個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報については、その利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には、本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

■各活動にあたっての、個人情報記入を求める際の注意事項

・「PTA 活動の目的のため以外には、使用しません。」と明記する。

※個人情報を（電話番号・アドレス）記入してもらった手紙を発行する時は、この一文を必ずつける必要があります。

■役員の名簿の取り扱いについて

・本部役員並びに各委員長の連絡先を明記した名簿を作成します。

・ナンバリングなどをして、配布先を確認する。また、年度最後の総会時に回収・破棄を行う。

・各委員会の委員名簿は、各委員会の担当副会長・委員長のみ配布し、年度最後の総会時に回収破棄を行う。

■保護者(以下「会員」)の名簿の取り扱いについて

・全生徒と会員の全体名簿は、生徒学年・クラス・番号と会員の名前のみで作成する。

ただし、必要に応じて、電話番号などの連絡先記載の必要がある。

また、本会の一斉メール登録においては、メールアドレスが必須となる。

■その他

・各部委員会内の連絡は、各自話し合いで連絡方法を定める。

また、必要に応じて、使用期限を確認する。

・連絡先の交換は、各自の判断にて行い、適切に管理する。

※必要に応じて、上記内容は、適宜確認し、加筆修正を行う。

付則

この細則は2018年2月3日より施行する。